

少年

第406号(1) 令和2年1月(睦月)発行



山梨県警察本部
生活安全部 少年・女性安全対策課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 加藤克人

長い長いはし

こんな話がある。ある人が、A地とB地を見る旅に出た。A地の人はイライラしていて、いつも腹を空かせ、やせ細っている。一方、B地の人は、いつも穏やかで、心が満たされていて、ふっくらしていた。この様子の違いは、食事に大差があったからではない。A地でもB地でも、同じ食事時間に同じ量の料理が用意されていた。また、同じ条件を課せられていた。それは、「食事は長い長いはしを使って食べなければならない」というものであった。

A地にある食堂のテーブルの上には、たくさんの美味しそうな料理がのっている。食事の時間になると、みんなが食堂に入ってくる。彼らはいつも不平不満を言っている。みんなテーブルを囲んで席に着く。テーブルの上には、長い長いはしが置いてある。手で食事をすることは禁じられているので、その長い長いはしを使って、食事をしなくてはならない。彼らは必死にそのはしで料理を食べようとするのだが、はしが長すぎて自分の口に料理が入らない。結局、何も食べることができず、愚痴をこぼしながら食堂を出ていった。

一方、B地の食堂のテーブルには、A地の食堂と同様にたくさんの美味しそうな料理が並んでいる。みんな幸せそうな顔をしている。食事が始まると、彼らはテーブルを挟んで座り、A地に住む人たちと同じ長いはしを使って食事を始めた。B地でも手で食べることは禁じられていたが、みんな楽しそうに食事をしている。A地と違うのは、彼らはそのはしを使って、自分の向かい側に座る人に食べさせてあげる点だ。そのため全員が楽しく食事をし、満足そうに食堂を後にした。

A地でもB地でも、置いてあるものは何も変わりがない。この話は、自分のことだけを考えていっては幸せになれない。相手のことを考えることができたならば、自分も幸せになれるということを教えてくれる。

人は、誰かを気遣うことで、初めて自分自身の心の豊かさを実感できるのだ。

7人

警察本部への初出勤の日。緑と紺のストライプのネクタイを僕は締めていた。初出勤の不安をそのネクタイによって軽減してもらいたくて。

僕は国語教師だったので、生徒と共に防犯弁論大会、交通安全弁論大会に何度も挑戦した。結果はよいこともあつたし、思うような結果がともなわないときもあつた。共通していたことは、取組に長い時間をかけたことだ。一人一人の生徒の顔、練習の様子、本番での発表は今ではっきりと思い出すことができる。「具体例がないよ」、「データが弱いな」、「構成を工夫しよう」。何度も何度も出される要求にどの生徒も必死に応えようと努力を積み重ねた。

弁論大会は孤独な取組だ。当日の発表はもちろん、それまでの練習も。学ぶことは多いが、時間はかかるし、緊張もする。

そんな孤独を吹き飛ばす出来事があった。弁論大会への出場者はテニス部の一人。同じ学年のテニス部員は、弁論大会の出場者を含めて7人。他の学年に比べて少ない人数だった。

弁論大会当日、6人は、大好きなテニスの練習を早めに切り上げ、応援にかけつけた。弁論に出場した生徒はどんなに心強かったことか。7人のそのときの笑顔、温かい眼差しをはっきりと思いつくことができる。

学校を異動する日、7人から緑と紺のストライプのネクタイをもらった。

僕は、テニス部の顧問を担当していた。

僕は、緊張する日、温かい眼差しの彼らの力を借りている。

たかが万引き それはとんでもない思い違い



見つかったらお金を払ったり返せばいい

NO！ 犯した罪は消えません

万引きは窃盗罪です。その行為をしてしまえば、代金を払っても、品物を返しても罪は消えません。

安いものなら見逃してもらえる

NO！ 社会の対応は厳しい

店の対応は「説諭の上放免」や「家庭に連絡」から「警察に通報」が増えています。

見張り役なら万引きしたことにならない

NO！ 犯罪です

刑法第60条には、「二人以上共同して犯罪を実行したものはすべて正犯とする」と定められています。正犯とは主犯のことです。

店はもうけているから影響はない

NO！ 万引きで倒産する店もあります

例えば、書籍1冊あたりの利益は代金の20%程度といわれています。1冊盗まれれば、その穴埋めをするためには4、5冊の本を売らなければなりません。

社会のルール 「罪を犯せば罰がある」

占有離脱物横領罪

1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料

長い間、自転車が放置されてもそれを拾って使うことは犯罪です。持ち主が分からないものを見つけたら警察に届けましょう。

恐喝罪

10年以下の懲役

相手を取り囲んだりして恐怖心をあおり、金品を出させることは犯罪です。

「お金を貸してって言っただけ」の言い逃れは社会のルールでは通りません。

傷害現場助勢罪

1年以下の懲役または10万円以下の罰金もしくは科料

暴力をふるって相手を負傷させている人に「もっとやれ～」などと声をかけていることも犯罪です。

友人などが傷害を犯しそうなときは断固として止めるべきです。

名誉毀損罪

3年以下の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金

インターネットの掲示板などに、実名を出したり、その人だと特定できるような表現でその人のプライドを傷つけるような書き込みをすることは犯罪です。